

1. 件名：近畿大学から原子炉主任技術者の選任及び解任に関する行政相談

2. 日時：令和5年4月28日（金）11時00分～11時40分

3. 場所：原子力規制庁 2階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ

核燃料施設等監視部門

熊谷統括監視指導官、平野主任監視指導官、福永原子力運転検査官

熊取原子力規制事務所

大東事務所長

近畿大学 原子力研究所 所長 他6名

5. 要旨

○近畿大学から、資料に基づき、原子炉主任技術者（以下「主任者」という。）について、退職後もその職務を継続させることの可否に関する行政相談があった。

○原子力規制庁から、一般論として、主に以下を伝えた。

- ・退職により保安組織外の立場にある職員が、主任者として、試験研究用等原子炉の運転に関する保安の監督にあたるのは適切ではないと考える。
- ・一方、主任者の選解任の手続き完了までといった一時的な期間について、代行者が主任者の職務を行うことは、手続き上問題ないと考える。この場合、あくまで一時的な措置であり、法令に基づく届出を速やかに行うことが望ましい。

○近畿大学から、現状は、代行者が主任者と交代して職務にあたっていること、代行者に必要な引き継ぎをしていること等、一時的な措置の状態にあると認識しており、必要な手続きを速やかに進めたい旨説明があった。また、今後は、人事異動のタイミングで適切に手続きを行えるよう、必要な再発防止対策を講ずる旨説明があった。

6. その他

資料 原子炉主任技術者の選任及び解任について（行政相談）